



鳥取県公報

平成12年 7月31日(月)
号外第76号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立公文書館管理規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 1
- ◇ 訓 令 鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令（ク）…………… 2

＝＝＝ 公布された規則のあらまし ＝＝＝

◇鳥取県立公文書館管理規則の一部を改正する規則

- 1 公文書館の休館日について、新たに開設する県政資料室については、日曜日及び土曜日のうち、その日が月の末日（12月にあつては、同月28日）に当たらない日を除くこととした。（第3条関係）
- 2 この規則は、平成12年8月5日から施行することとした。

規 則

鳥取県立公文書館管理規則（平成2年鳥取県規則第47号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第84号

鳥取県立公文書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立公文書館管理規則（平成2年鳥取県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(休館日) 第3条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。 <u>ただし、県政資料室については、第1号に掲げる日のうち、その日が月の末日（12月にあつては、同月28日）に当たらない日を除くものとする。</u> (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	(休館日) 第3条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日
2及び3 略

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日
2及び3 略

附 則

この規則は、平成12年8月5日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第14号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年7月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程（平成5年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(公印の押印等)				(公印の押印等)			
第30条 所管課の職員は、総務課長が管守者である公印を押印しようとする場合は、浄書及び照合をした施行文書及び所定欄に施行状況を記入した当該施行文書に係る起案文書を総務課に提示するものとする。総務課においては、提示された施行文書及び当該施行文書に係る起案文書の確認を行い、所管課の職員に返付するものとする。				第30条 所管課の職員は、総務課長が管守者である公印を押印しようとする場合は、浄書及び照合をした施行文書に当該起案文書に係る起案文書を添えて、総務課に提示するものとする。総務課においては、提示された施行文書及び当該施行文書に係る起案文書の確認を行い、所定欄に施行状況を記入し、所管課の職員に返付するものとする。			
2～5 略				2～5 略			
別表第2（第16条関係）				別表第2（第16条関係）			
部	課	名	記号	部	課	名	記号
略				略			
土木部	略	砂防利水課	砂	土木部	略	砂防利水課	砂
		旧中部ダム予定地域振興課	旧中				
		略					
略				略			

附 則

この訓令は、平成12年8月1日から施行する。